

関係者 各位

農林水産省生産局技術普及課
生産資材対策室長

農作業中の刈払機（草刈機）の使用に対する注意喚起について

平素より農作業安全の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

農作業中の刈払機（草刈機）による死亡事故は、毎年10人前後で推移しています。また、消費者庁の情報（別添）によると、刈払機による事故情報は平成29年7月から平成30年4月の間に11件寄せられており、被害に遭われた方の約半数は60歳以上でした。

梅雨明け前後は、ほ場周辺の除草作業等、刈払機（草刈機）を使う機会が増えることから、皆様におかれましては、下記を参考にタイミングよく効果的に注意喚起と予防行動を促していただく等、改めて御協力をお願い申し上げます。

記

1. 刈払機（草刈機）の使用中の事故にご注意ください！（消費者庁ホームページ）

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_016/

2. 草刈りの作業中は子どもを近づけないで！（消費者庁ホームページ）

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20180531/

3. 農作業中の草刈りに関する啓発チラシ（農林水産省ホームページ）

「SERIES安全対策・これだけは」

http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/pdf/p-kusa.pdf

「刈払機の適正な使用を！」

http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/pdf/kusakari2.pdf

「傾斜地の草刈り作業での転落」

http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/pdf/2-06.pdf

4. 刈払機の正しい使い方（一般社団法人日本農業機械工業会ホームページ）

<http://www.jfmma.or.jp/news.html>

消安全第 228 号
平成 30 年 5 月 31 日

農林水産省生産局技術普及課生産資材対策室長 殿

消費者庁消費者安全課長
(公 印 省 略)

刈払機の事故の防止について (協力依頼)

消費者庁の消費者安全行政に御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

刈払機については、使用中の事故が毎年発生しており、平成 29 年 7 月から平成 30 年 4 月の間に 11 件の事故情報が消費者庁に寄せられています。

刈払機の事故を防止するため、以下の内容について情報提供いたします。貴課におかれましても地方公共団体の農政部局や関連団体等に向けて情報提供していただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 新規ウェブページ「刈払機・草刈機の使用中の事故にご注意ください！」の内容の周知
http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_016/
2. 「消費者庁 公式ツイッター」のフォロー及びリツイート、「消費者庁 公式フェイスブック」のフォロー及びシェア
・消費者庁 公式ツイッター https://twitter.com/caa_shohishacho
・消費者庁 公式フェイスブック <https://www.facebook.com/caa.shohishacho>
3. 子ども安全メール Vol. 403 「草刈りの作業中は子どもを近づけないで！」の内容の周知
http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20180531/
4. 「消費者庁 子どもを事故から守るツイッター」のフォロー及びリツイート
・消費者庁 子どもを事故から守るツイッター https://twitter.com/caa_kodomo

<本件問合せ先>

消費者庁消費者安全課 岡崎、山川、外園、鈴木

TEL : 03-3507-9137 (直通)

